

飯能市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会委員会条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中「企画総務部、財務部、秘書室、地方創生推進室」を
「企画部、総務部、財務部、秘書室」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

飯能市部室設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため提案
するものである。

飯能市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 市一般会計の歳入に関する事項並びに<u>企画部、総務部、財務部、秘書室、危機管理室、行政不服審査室、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 市一般会計の歳入に関する事項並びに<u>企画総務部、財務部、秘書室、地方創生推進室、危機管理室、行政不服審査室、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(3) 省略</p>